

添付書類（建築物、工作物、開発行為）

対象行為	根拠法令	添付図書	内容
建築物や工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	景観法	・位置図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの
		・カラー現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
		・平面図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
		・立面図	建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
	栃木市景観条例	・当該敷地内の設備、付属施設の設置に関する図面で、縮尺100分の1以上のもの	
		・当該敷地内の緑化又は舗装その他の行為に関する図面で、縮尺100分の1以上のもの	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為	景観法	・位置図	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの
		・カラー現況写真	当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
		・土地利用計画図 ・造成計画平面図・断面図	設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
	栃木市景観条例	・当該敷地内の設備、付属施設の設置に関する図面で、縮尺100分の1以上のもの	
		・当該敷地内の緑化又は舗装その他の行為に関する図面で、縮尺100分の1以上のもの	

※ カラー現況写真については、周囲の公道等公衆から見える2方向以上からの写真とする。

また、撮影箇所が分かるように位置図又は平面図上に撮影箇所を明示する。

※ 彩色する色のマンセル値を立面図上にも明示する。

※ 代理人に委任する場合は、委任状を添付する。